

埋蔵文化財センター研修室利用のご案内

(財)横浜市ふるさと歴史財団 埋蔵文化財センターでは、研修室を2室（各30席程度）設置しています。市民の生涯学習活動、研究会、講座、研修などに、どうぞご利用ください。

1 利用可能日および時間

- ・利用可能日：土曜・日曜日、国民の祝祭日、年末・年始（12月28日～1月3日）を除く平日
- ・利用可能時間：午前9時～13時、13時～17時（終日利用も可）

2 利用料

- ・無料（当面の措置とし、今後検討させていただきます。）

3 申し込み受付と手続きおよびキャンセルの連絡

(1) 予約受付開始日

- ・利用日の3か月前から電話・ファクシミリまたは窓口で受け付けます（当センターのホームページに「埋蔵文化財センター研修室利用申請書」の様式がありますので、ご利用ください）。

電話番号：045-890-1155 FAX番号：045-891-1551
ホームページアドレス <http://www.rekihaku.city.yokohama.jp/maibun/index.html>

- ・お申し込みの際には、団体名・代表者・申込者および連絡先をお伝えください。
- ・2室ありますので、当面は先着順で受け付けることとします。

(2) 利用申請書類の提出

- ・予約後、利用日の10日前までに「埋蔵文化財センター研修室利用申請書」を窓口（1F事務室）に提出し、利用に当たっての打合せをお願いします。
- ・原則として、利用に当たっての打合せ日に「埋蔵文化財センター研修室利用許可書」を発行します。この「許可書」はご利用日に持参していただきますので、大切に保管してください。
- ・利用日の10日前までに当センターの窓口（1F事務室）にお出でいただけない場合は、予約が取り消されますので、ご注意ください。

(3) キャンセルの連絡

- ・キャンセルの場合は、速やかにご連絡（電話連絡可）ください。その際、利用日・団体名・代表者・申込者をお伝えください。

4 利用の制限

次のいずれかに該当する場合は、ご利用いただけません。

(1) 利用目的

- ・埋蔵文化財センターの管理上支障がある時。
- ・営利を主たる目的とする場合。
- ・大音響を発するなど、他の利用者に迷惑を及ぼし、または埋蔵文化財センターの業務に支障を生じさせる場合。
- ・飲食を目的とする場合。
- ・特定の政治、宗教等団体への勧誘を主たる目的とする場合。
- ・冠婚葬祭。
- ・公序良俗に反したり、反社会的な内容の場合。
- ・その他、埋蔵文化財センターの施設利用としてふさわしくない場合。

(2) 利用回数

より多くの方に広く利用していただくため、次に該当する場合は、利用を制限する場合があります。

- ・1団体（サークル）で1か月4回以上利用する場合。
- ・1団体（サークル）で3日以上にわたって連続的に利用する場合
*ただし、利用の1か月前までに他の予約がない場合は、利用可能です。

5 ご利用上の注意

次の点については、ご理解・ご協力をお願いいたします。

(1) 利用時間の厳守

- ・利用許可を受けた時間以外は使用できません（利用時間には、準備・片づけの時間も含まれます）。
- ・駐車場の利用は、施設利用時間に準じた時間帯に限ります。

(2) 喫煙・飲食

- ・施設内は禁煙です。
- ・研修室には給湯設備がありません。原則、飲食はできません。ただし、飲み物容器がペットボトル等蓋ができるものであれば可能です。また、準備・片づけ等の関係で昼食をとる必要がある場合は、利用日前の打合せ時にご相談ください。*当センター施設内には、飲食可能スペースがありません。

(3) ゴミの処理 ゴミはお持ち帰りいただきます。

(4) 利用後の現状復帰 机や椅子などの備品は、必ず利用前の状態に戻してください。

(5) その他

- ・利用前・利用時における参加者（外部）からの会場確認、行事内容等の問い合わせにはお答えできません。
- ・外部からの電話取り次ぎ、所内の呼び出しはできません。
- ・上履きは、各自ご持参ください。
- ・必要な消耗備品は、利用者において事前準備をお願いいたします。
- ・照明・音響等の機材の持ち込みはできません。
- ・チラシを作成する場合は、参加者に配布する前に内容確認をさせていただきます。
- ・備品については、研修室に備えられているもの以外は原則使用できません。
- ・コピー機は有料で利用可能です（白黒1枚10円）。ファックスは使用できません。